

中央基署発 1118 第 6 号
令和 3 年 1 1 月 1 8 日

各 位

中央労働基準監督署長
(公 印 省 略)

冬季における転倒災害等防止について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、労働基準行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年の東京労働局管内における労働災害の発生状況について、休業 4 日以上
の死傷災害は 10,645 件発生しており、3 年連続で 1 万件を超えています。このうち、転
倒災害は 2,508 件と全体の約 24% を占め労働災害全体の中でも最も多くなっており、
特に、60 歳以上の労働者が転倒災害の約 4 割を占めている状況にあります。

令和 3 年 10 月末現在における転倒災害は 1,821 件と前年同期 (1,745 件) と比べ
て 4.4% 増加しており、依然として増加傾向にあります。

冬季においては、積雪や凍結を原因とする転倒災害や交通労働災害、除雪作業中の墜落・
転落等の労働災害が多発することが懸念されます。東京都内においても、平成 30 年に発生
した積雪量 20 センチメートルを超える大雪後には、屋外のみならず屋内を含め転倒災害が
大幅に増加したことから、これからは気象情報を活用した転倒災害のリスク低減対策を講じ
ることが重要となっています。

また、転倒災害の主な原因としては「つまずき」、「すべり」、「踏み外し」であり、その要
因を分析したところ、転倒災害防止には、「段差解消」、「乱雑解消」、「濡れ解消」といった
基本対策の徹底が重要であることが分かりました。

つきましては、別添リーフレットをご活用いただき、貴団体の広報媒体を通じ冬季におけ
る転倒災害等防止のための周知啓発にご協力を賜りますようお願いいたします。

また、東京労働局のホームページにも電子媒体を掲載しておりますので、ご活用ください。

○ STOP! 冬季の転倒災害 リーフレット

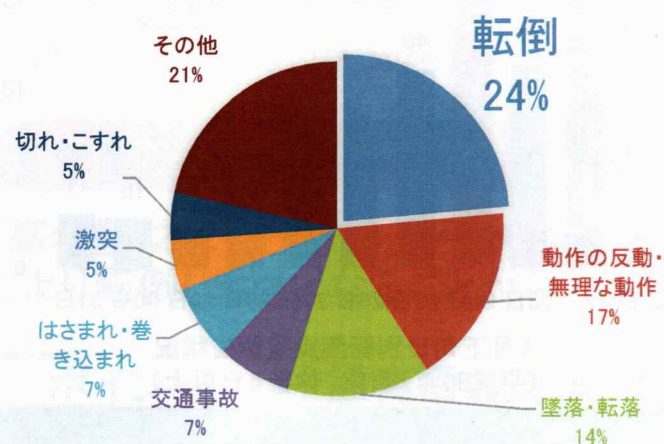
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001014592.pdf>



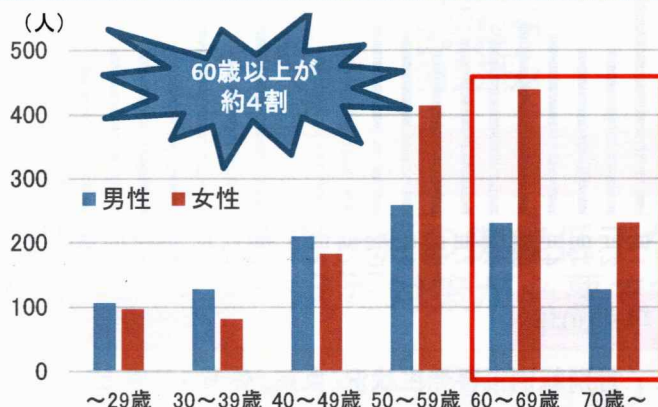
S T O P !

冬季の転倒災害

- 都内における労働災害全体の約4分の1を転倒災害が占める
- 転倒災害のうち60歳以上の労働者の占める割合は約4割
- 転倒災害防止の基本は「段差解消」、「乱雑解消」、「濡れ解消」
- 冬季には気象状況(出張先含む)を踏まえた転倒災害防止対策が重要
- 働く高齢者の特性に配慮した転倒災害防止対策が必要

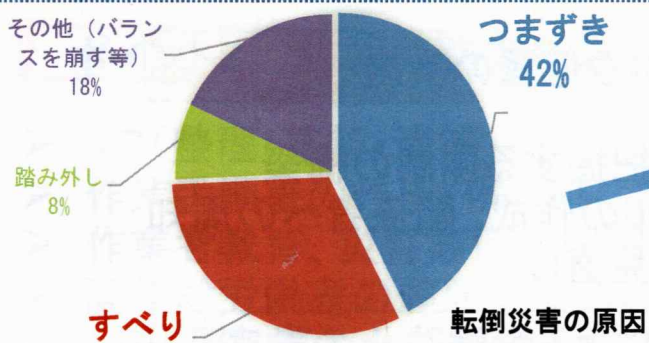


事故型別労働災害発生状況
(令和2年、東京、休業4日以上、10,645人)

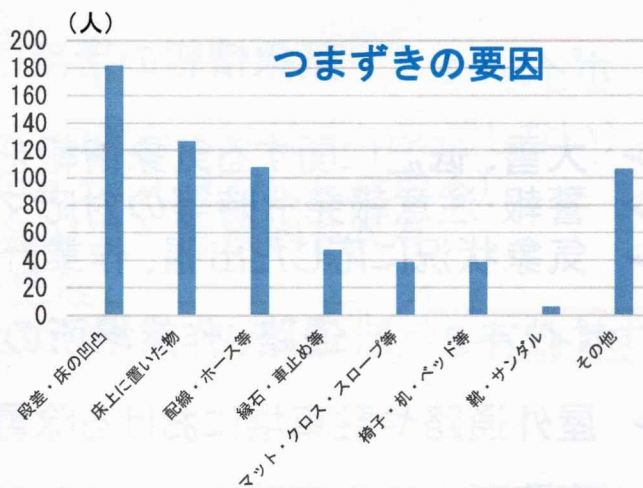
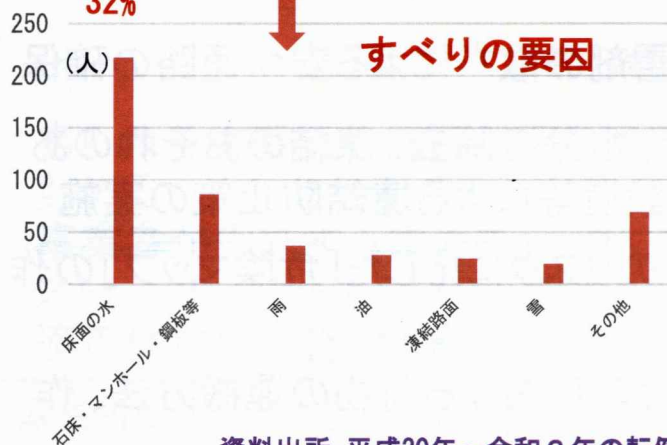


年齢別・男女別の転倒災害内訳
(令和2年、東京、休業4日以上、2,508人)

資料出所: 労働者死傷病報告



すべりの要因



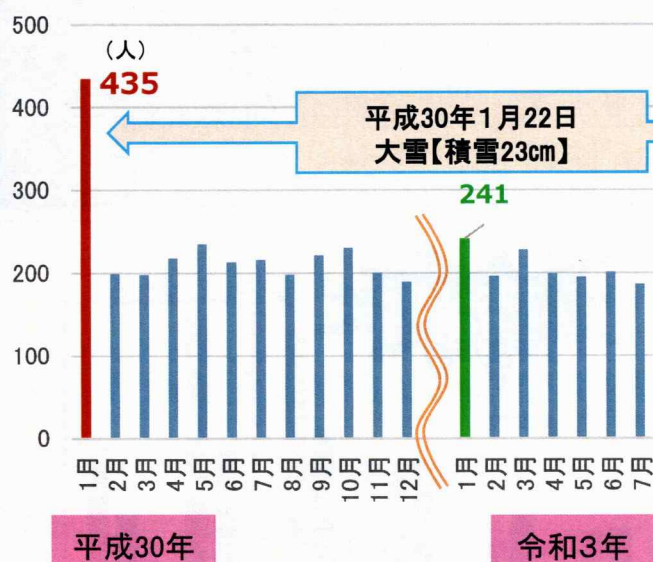
ポイント

「段差解消」
「乱雑解消」
「濡れ解消」

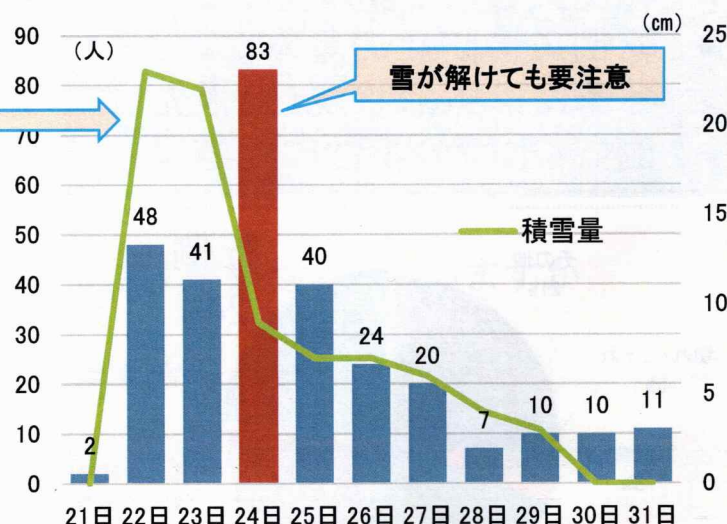
資料出所: 平成30年～令和2年の転倒災害(休業1か月以上)に係る自主点検結果1,524件の分析

大雪発生時の状況(令和3年データは10月末時点での暫定値)

- 平成30年1月22日、都心においても積雪23cmを記録し、積雪・凍結が原因と思われる転倒災害が大幅に増えました。
- 冬季の転倒災害の発生は、特に天候による影響を大きく受けます。
- 雪が解けても路面凍結の可能性が高く、屋外の移動・作業は注意が必要です。
- 寒冷地へ出張時の転倒災害にも注意が必要です。



月別転倒災害発生状況(東京、休業4日以上)



1月下旬日別転倒災害発生状況
(平成30年、東京、休業4日以上)

冬季における転倒防止対策

気象状況等を踏まえ、降雪が本格化する前に、次の事項を準備しましょう。

ポイント1

気象情報の活用によるリスク低減の実施

- 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

ポイント2

通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

- 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
- 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
- 凍結した路面や凍結のおそれがある場所(屋外通路や駐車場等)における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

転倒防止には、靴選びが非常に重要です。靴を選ぶにあたっては、概ね右の5つの基準があります。

今回は、その中の「靴底と床の耐滑性のバランス」について考えてみましょう。

一口に滑りにくい靴と言ってもすべての路面に対応できる靴はありません。「水・油用」、「氷上用」、「粉体上」などの目的によりその対策は異なるためです。市販されている耐滑靴の多くは「水・油用」で、**雪や氷の上では滑ることがある**ため、凍結した路面がある冬季の屋外使用では注意が必要となります。

凍結した路面には、ピン・金具付きや靴底が柔らかく深い溝のある靴が効果的です。昨今は、ゴムバンドやマジックテープなどで靴底に固定する着脱可能な「靴用アタッチメント」もあるため、簡単に冬季用の靴を用意できます。

転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう

【靴の選択リーフレット】⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838433.pdf>

転倒防止の靴の5つの選定基準



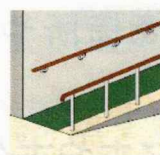
高齢労働者の転倒災害の防止対策

高齢になると筋力、平衡機能、視力（薄明順応）、反射神経の機能低下などにより転倒しやすくなることから、心身機能の低下を踏まえた対策が必要です。

ポイント1

設備面の対策（身体機能の低下を補うハード面の対策）

床の凹凸・段差の解消、滑り止めの設置、明るさの確保、手すりの設置、段差などへの注意表示



ポイント2

管理面の対策

- 4S（整理・整頓・清掃・清潔）の実施（例：荷物などは通路に放置しない）
- 作業手順書の作成（例：床に水たまりがあったらすぐに拭き取る）
- 作業教育、災害事例の周知（例：企業内の災害事例を共有）
- 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

※ 厚生労働省「転倒等リスク評価セルフチェック票」の活用も有効です

ポイント3

労働者に求められる事項

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 事業者が実施する体力チェックに参加する
- ストレッチ、軽いスクワット運動による基礎体力の維持、生活習慣を改善する
- 適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善

厚生労働省では、令和2年3月「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう！

【ガイドラインリーフレット等】⇒



まずは自主点検を行いましょう

事前の準備は、安全委員会の委員等による職場巡視を実施し、下のチェックリスト等を活用して設備等の点検を行い、必要な改善や労働者の意識啓発を行いましょう。

チェック項目（冬季用）

1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に適したものを選び、定期的に点検していますか （耐滑性のある靴は、雪や氷、粉による滑りには適用していません）	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
10	天気予報に気を配っていますか	☐
11	時間に余裕をもって歩行、作業を行っていますか	☐
12	駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意していますか	☐
13	職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行っていますか	☐

冬季前に転倒災害防止対策を行いましょう！

東京労働局では、

Safe Work TOKYO

を展開しています

安全衛生に関する資料を用意しています

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/topics/2017/9_00002.html



冬季も

STOP! 転倒災害

プロジェクト